

定 款

株式会社ダブルエー

第1章 総 則

第1条（商 号）

当会社は、株式会社ダブルエーと称し、英文ではWA, Inc.と表示する。

第2条（目 的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 履物の輸入、製造、卸および販売
- (2) 婦人服の輸入、製造、卸および販売
- (3) 日用雑貨品の輸入、製造、卸および販売
- (4) 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条（機 関）

当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告の方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、32,000,000株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- (1) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
- (2) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第10条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第11条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。

第13条（招集権者および議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第17条（員 数）

1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。

第18条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会の決議において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第19条（任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 増員または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。

第20条（補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間）

補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条（取締役会の招集権者および議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3. 前2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第23条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 25 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決定する。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第 29 条（取締役の責任免除）

- 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第30条（監査等委員会の設置）

当会社は、監査等委員会を置く。

第31条（監査等委員会の権限）

監査等委員会は、法令または本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

第32条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第33条（監査等委員会の招集権者）

監査等委員会は各監査等委員がこれを招集する。

第34条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第35条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第36条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 会計監査人

第37条（選任方法）

1. 会計監査人は、株主総会の決議において選任する。
2. 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第38条（任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条（会計監査人の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

第42条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。
3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第43条（配当金の除斥期間等）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 前項の金銭には利息を付けない。

(附 則)

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第23期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

第2条（監査役の責任限定契約に関する経過措置）

当会社は、第23期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

<改訂履歴台帳>

改訂番号	制定・改訂年月日	制定・改訂内容
0	2007年7月17日	・制定
1	2009年2月14日	・第13条 定時株主総会の議決権の基準日の変更 ・第33条 事業年度の変更 ・第34条 期末配当の基準日の変更
2	2016年12月26日	・第13条 定時株主総会の議決権の基準日の変更 ・第33条 事業年度の変更 ・第34条 期末配当の基準日の変更
3	2017年8月25日	・第6条 発行可能株式の総数の変更
4	2017年11月17日	・第12条 株主総会の招集方法に関する条項（第2項）を追加 ・第13条 基準日に関する定めの全部を変更 ・第21条 役付取締役の人数に関する第2項の変更 ・第33条 監査役規程に関する条文の追加（以降の条番号を1ずつ繰り下げる） ・その他 語句の追加および修正
5	2017年12月14日	・第28条 監査役の人数を変更
6	2019年7月22日	・第2条 目的の文言を一部変更 ・第4条 機関に監査役会と会計監査人を追加 ・第5条 公告の方法を電子公告方法に変更 ・第6条 発行可能株式の総数の条文名と発行可能株式総数を変更 ・第8条 株券の不発行を廃止 ・第8条 単元株式数を新設 ・第9条 株式の譲渡制限を廃止 ・第9条 単元未満株式についての権利を新設 ・第10条 株式の売渡請求を廃止 ・第10条 株式名簿管理人を新設 ・第12条 招集の文言を一部変更 ・第13条 基準日に関する定めの全部を変更 ・第14条 招集権者および議長の文言を一部変更 ・第15条 株主総会参考書類等のインターネット開示

	<p>とみなし提供の文言を一部変更</p> <ul style="list-style-type: none">・第 16 条 決議の方法の文言を一部変更・第 17 条 議決権の代理行使の文言を一部変更・第 18 条 取締役の員数の条文名を変更・第 19 条 取締役の選任方法の条文名及び文言を一部変更・第 20 条 取締役の任期の条文名及び文言を一部変更・第 21 条 代表取締役および役付取締役の文言を一部変更・第 22 条 取締役会の招集通知の条番号を第 23 条に変更・第 23 条 取締役会の招集権者および議長の条番号を第 22 条に変更・第 24 条 取締役会の決議を新設（以降、第 28 条から第 30 条まで番号を 1 ずつ繰り下げ）・第 24 条 取締役会の決議の省略の文言を一部変更・第 25 条 報酬等の文言の一部変更及び条番号を第 27 条に変更・第 26 条 取締役の責任免除の文言の一部変更及び条番号を 28 条に変更・第 27 条 取締役会規程の条番号を第 26 条に変更・第 5 章 監査役を変更・第 28 条 監査役の員数の条文名を変更・第 29 条 監査役の選任方法の条文名及び文言を変更・第 30 条 監査役の任期の条文名及び文言を変更・第 31 条 報酬等の条番号を第 36 条に変更・第 32 条 監査役の責任免除の文言の一部変更及び条番号を第 37 条に変更・第 33 条 監査役会規程の条番号を第 35 条に変更・第 32 条 棄欠監査役を新設・第 33 条 常勤の監査役を新設・第 34 条 事業年度の条番号を第 41 条に変更・第 34 条 監査役会の招集通知を新設・第 35 条 期末配当の基準日の条文名及び文言の一部変更ならびに条番号を第 42 条に変更
--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・第 36 条 配当財産の除斥期間等の条文名の変更及び条番号を第 44 条に変更 ・第 6 章 会計監査人を新設（以降の章番号を 1 繰り下げる） ・第 38 条 選任方法を新設 ・第 39 条 任期を新設 ・第 40 条 会計監査人の責任免除を新設 ・第 43 条 中間配当を新設
7	2022 年 4 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 15 条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供を削除 ・第 15 条 電子提供措置等を新設 ・附則の新設
8	2024 年 4 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 条（機関）の文言の一部変更 ・第 7 条（自己の株式の取得）の廃止 ・第 8 条（単元株式数）の条番号の変更 ・第 9 条（単元未満株式についての権利）の条番号の変更 ・第 10 条（株主名簿管理人）の条番号及び文言の一部変更 ・第 11 条（株式取扱規程）の条番号及び文言の一部変更 ・第 12 条（招集）の条番号の変更 ・第 13 条（定時株主総会の基準日）の条番号の変更 ・第 14 条（招集権者および議長）の条番号の変更 ・第 15 条（電子提供措置等）の条番号の変更 ・第 16 条（決議の方法）の条番号の変更 ・第 17 条（議決権の代理行使）の条番号の変更 ・第 18 条（員数）の条番号及び文言の一部変更 ・第 19 条（選任方法）の条番号及び文言の一部変更 ・第 20 条（任期）の条番号及び文言の一部変更 ・第 20 条（補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間）の新設 ・第 21 条（代表取締役および役付取締役）の文言の一部変更 ・第 23 条（取締役会の招集通知）の文言の一部変更 ・第 24 条（重要な業務執行の決定の委任）の新設

	<ul style="list-style-type: none">・第 24 条（取締役会の決議）の条番号及び条文名の一部変更・第 25 条（取締役会の決議の省略）の条番号の変更・第 26 条（取締役会規程）の条番号の変更・第 27 条（報酬等）の条番号及び文言の一部変更・第 28 条（取締役の責任免除）の条番号及び文言の一部変更・第 5 章 監査役および監査役会の廃止・第 29 条（員数）の廃止・第 30 条（選任方法）の廃止・第 31 条（任期）の廃止・第 32 条（補欠監査役）の廃止・第 33 条（常勤の監査役）の廃止・第 34 条（監査役会の招集通知）の廃止・第 35 条（監査役会規程）の廃止・第 36 条（報酬等）の廃止・第 37 条（監査役の責任免除）の廃止・第 5 章 監査等委員会の新設・第 30 条（監査等委員会の設置）の新設・第 31 条（監査等委員会の権限）の新設・第 32 条（監査等委員会の決議方法）の新設・第 33 条（監査等委員会の招集権者）の新設・第 34 条（監査等委員会の招集通知）の新設・第 35 条（監査等委員会規程）の新設・第 36 条（常勤の監査等委員）の新設・第 37 条（選任方法）の条番号の変更・第 38 条（任期）の条番号の変更・第 39 条（会計監査人の責任免除）の条番号及び文言の一部変更・第 40 条（事業年度）の条番号の変更・第 41 条（剰余金の配当等の決定機関）の新設・第 42 条（剰余金の配当の基準日）の文言の一部変更・第 43 条（中間配当）の廃止・第 44 条（配当金の除斥期間）の条番号及び条文名の一部変更・附則の新設
--	--

9

2024年9月1日

・第6条（発行可能株式総数）の文言の一部変更